

中区子ども家庭支援課 会計年度任用職員募集要項

(社会福祉職業業務補助:日額職(週3日))

1 業務内容

相談対応及び福祉保健センター子ども家庭支援課社会福祉職の内部業務の補助

2 応募要件

- (1)社会福祉職(※1)の資格を有すること
- (2)電話・窓口対応ができること
- (3)パソコン(ワード、エクセル程度)の操作ができること

※1:「社会福祉職」とは次のいずれかに該当する者をいう

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する者
- ②社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上を履修し、卒業した者
- ④福祉事務所(※2)において相談・援助業務の実務経験が5年以上ある者

※2:福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所を指し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う事務所をいう。(例:区役所で保護業務を担当する部署、高齢者・障害者支援業務を担当する部署、児童相談所、更生相談所等)

3 募集人数

1名

4 勤務条件

(1)雇用期間

任用日から令和6年8月31日

※任用日は「採用スケジュール」参照

(2)勤務時間

午前8時45分～午後5時15分

※休憩時間1時間を含む

(3)勤務日

月曜日～金曜日のうち所属長が定める週3日

ただし祝日を除く

(4)勤務場所

中区子ども家庭支援課(中区日本大通35)

5 賃金

- (1)日額10,770円
- (2)通勤手当(実費相当額を別途支給:上限あり)
- (3)雇用保険に加入

※その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

6 身分

地方公務員法第 22 条の2に定める会計年度任用職員

7 休暇

年次休暇等

※横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則のとおり

8 応募方法

下記まで必要書類を提出してください。(郵送の場合は、「配達記録郵便」又は「簡易書留」で送付してください。)

なお、この選考において提出された書類は、一切返却は行いません。

(1)提出書類

- ① 会計年度任用職員申込書
- ② 社会福祉士若しくは社会福祉士の国家試験受験資格の資格証の写し等、資格が確認できるもの(様式はホームページよりダウンロード、または区役所窓口でもお渡します。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kusei/saiyo/kodomokatei/syafuku3d.html>

(2)提出期限

令和6年6月 19 日(令和6年7月1日任用の場合。以降は「採用スケジュール」参照)

(3)提出先

〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地

横浜市中区こども家庭支援課 会計年度任用職員(社会福祉職業業務補助)募集担当まで
(中区役所5階 54 番窓口)

(4)採用スケジュール

採用日	R6.7.1	R6.7.17	R6.8.1
提出期限	R6.6.19	R6.7.3	R6.7.17
面接実施日	申込書類受付後に通知発送 (提出期限日から2営業日以内に発送予定)		
合格通知	面接後1週間以内に通知発送		

※採用者数が募集人数に達した場合、翌採用日以降の受付は行いません。

9 選考方法

面接

※申し込み受付後、面接日時等詳細については別途連絡します。

※選考結果は、合否に係わらず、受験者全員に文書で通知します。

10 問い合わせ先

横浜市中区こども家庭支援課 会計年度任用職員(社会福祉職業業務補助)募集担当 森野・武田

電話:045-224-8198 FAX:045-224-8159